

エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画 (戦略分野国内生産促進税制) の申請方法・審査のポイント

(注)本資料は戦略分野国内生産促進税制のみの申請を念頭においたガイドラインです。
本税制以外の政策措置との併用を検討中の事業者はそれぞれのガイドライン等もご確認ください。

2025年12月

目次

| | | |
|--------------------------------|-------|------|
| 1. 制度概要 | | p. 2 |
| 2. 事業適応計画の認定申請 | | p. 7 |
| 3. 課税の特例の確認申請 | | p.42 |
| 4. 認定事業適応計画の概要の公表・計画変更・実施状況報告書 | .. | p.56 |
| 5. その他 | | p.59 |

1. 制度概要

戦略分野国内生産促進税制の概要

- 戦略分野の国内投資を強力に推進する産業政策が各国で実施される中、戦略分野国内生産促進税制（以下、戦略税制）は、戦略分野のうち、総事業費が大きく、特に生産段階でのコストが高いもの（電気自動車等、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF、半導体（マイコン・アナログ））について、その生産・販売量に応じた税額控除措置を講じるものです。

対象者

- 青色申告書を提出する法人で、制度開始から2027年3月31日までに、産業競争力強化法（以下、産競法）に基づき、産業競争力基盤強化商品（以下、基盤強化商品※1）の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（以下、事業適応計画）の認定を受け、新たに戦略分野の国内投資を開始した事業者であるもの。※2

※1 基盤強化商品…電気自動車等、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF、半導体（マイコン・アナログ）。（[詳細次ページ参照](#)）

※2 事業適応計画の認定に加え、基盤強化商品の生産・販売を行った各事業年度終了後1ヶ月以内にその商品の販売数量等を申請し、主務大臣の確認を受ける必要があります（[詳細p.42～55参照](#)）。

措置期間等

- 認定を受けた事業適応計画（以下、認定事業適応計画）に記載された基盤強化商品の生産をするため新たに投資した半導体生産用資産又は特定商品（半導体を除く基盤強化商品）生産用資産（以下、新規投資設備）の取得等をして、これを国内にある事業の用に供した日から認定の日以後10年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度※（以下、供用中年度）。
※所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれにも該当しない事業年度においては、戦略税制（繰越税額控除を除きます。）の適用はありません。
 - 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること。
 - 当期国内設備投資額が当期償却費総額の40%を超えること。

税額控除額

- 税額控除額は、基盤強化商品ごとに定める措置単価に生産・販売量を乗じて計算した金額（※）と、新規投資設備及びこれとともに基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産（以下、特定減価償却資産）に対する投資額の合計額とのいずれか少ない金額の合計額（[詳細p.37参照](#)）。
- ※新規投資設備を事業の用に供した日以後7年経過日後の期間の販売に係る適用額は、8年経過日までの期間（8年目）は75%、9年経過日までの期間（9年目）は50%、10年経過日までの期間（10年目）は25%と遞減。
- 控除しきれない金額は、最大4年（半導体の場合には、最大3年）の繰越が可能。
- 上記の税額控除額（繰越税額控除額がある場合は、当該繰越税額控除額を含みます。）は、供用中年度の調整前法人税額の40%（半導体の場合には、20%）が上限※。
- ※カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合の税額控除）の適用を受けている場合には、戦略税制による税額控除とカーボンニュートラルに向けた投資促進税制による税額控除との合計で調整前法人税額の40%（半導体の場合には、20%）。
- ※半導体の事業適応計画とそれ以外の基盤強化商品の事業適応計画の認定を受け、新規投資設備を事業の用に供した場合には、戦略税制の半導体とそれ以外の基盤強化商品による税額控除の合計（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制による税額控除がある場合は、当該税額控除も含みます。）で調整前法人税額の40%。

基盤強化商品ごとの単位あたり控除額

- 基盤強化商品ごとの措置単価にその商品の生産・販売量を乗じて、税額控除額を算定します。

※具体的な基盤強化商品の要件は、産業競争力基盤強化商品に関する省令（以下、商品省令）を参照してください。

| 基盤強化商品 | 基盤強化商品の概要等 | 措置単価 | |
|---------------------|--|----------------|---------|
| 電気自動車等 | EV・FCV（乗用車・商用車（二輪は対象外）） | 40万円/台 | |
| | 軽EV・PHEV（乗用車・商用車（二輪は対象外）） | 20万円/台 | |
| グリーンスチール | 生産プロセスを従来の高炉・転炉から電炉へ転換することにより、生産時の二酸化炭素排出量を大幅に削減した鉄鋼 | 2万円/トン | |
| グリーンケミカル | 原料を従来の化石原料であるナフサからグリーン原料（バイオ原料、廃プラスチック等）へ転換することにより生産される基礎化学品 | 5万円/トン | |
| SAF | ASTMインターナショナルが定める合成炭化水素を含む航空用タービン燃料に関する規格（ASTM D7566）を満たす燃料 | 30円/リットル | |
| 半導体 ※200mmウエハー換算 | マイコン | 28-45nm相当 | 1.6万円/枚 |
| | | 45-65nm相当 | 1.3万円/枚 |
| | | 65-90nm相当 | 1.1万円/枚 |
| | | 90nm以上 | 7千円/枚 |
| | アナログ半導体 (パワー半導体含む) | パワー (Si) | 6千円/枚 |
| | | パワー (SiC, GaN) | 2.9万円/枚 |
| | | イメージセンサー | 1.8万円/枚 |
| | | その他 | 4千円/枚 |

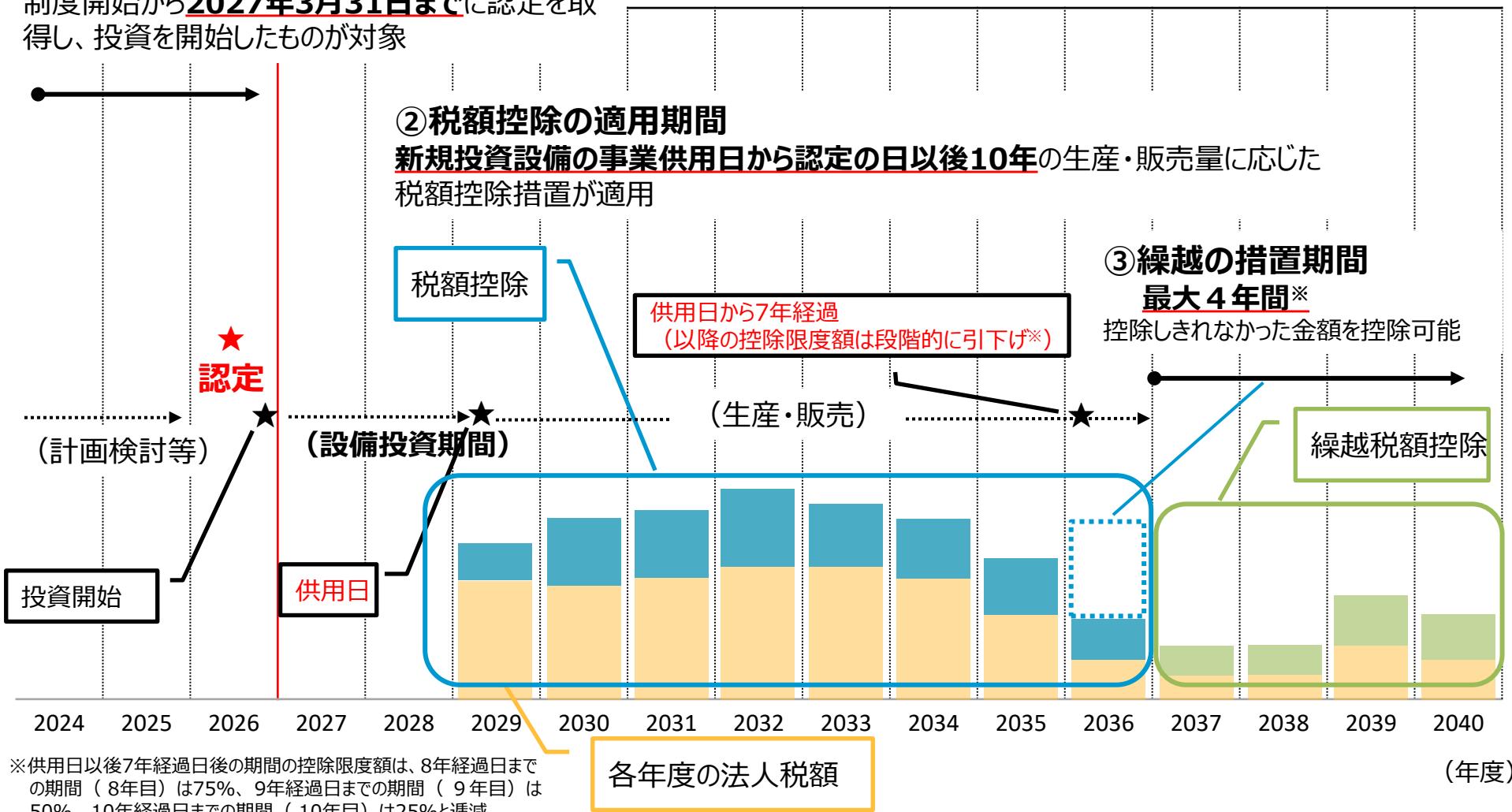
※新規投資設備を事業の用に供した日以後7年経過日後の期間の販売に係る適用額は、8年経過日までの期間（8年目）は75%、9年経過日までの期間（9年目）は50%、10年経過日までの期間（10年目）は25%と遞減。

(参考) 措置期間等のイメージ

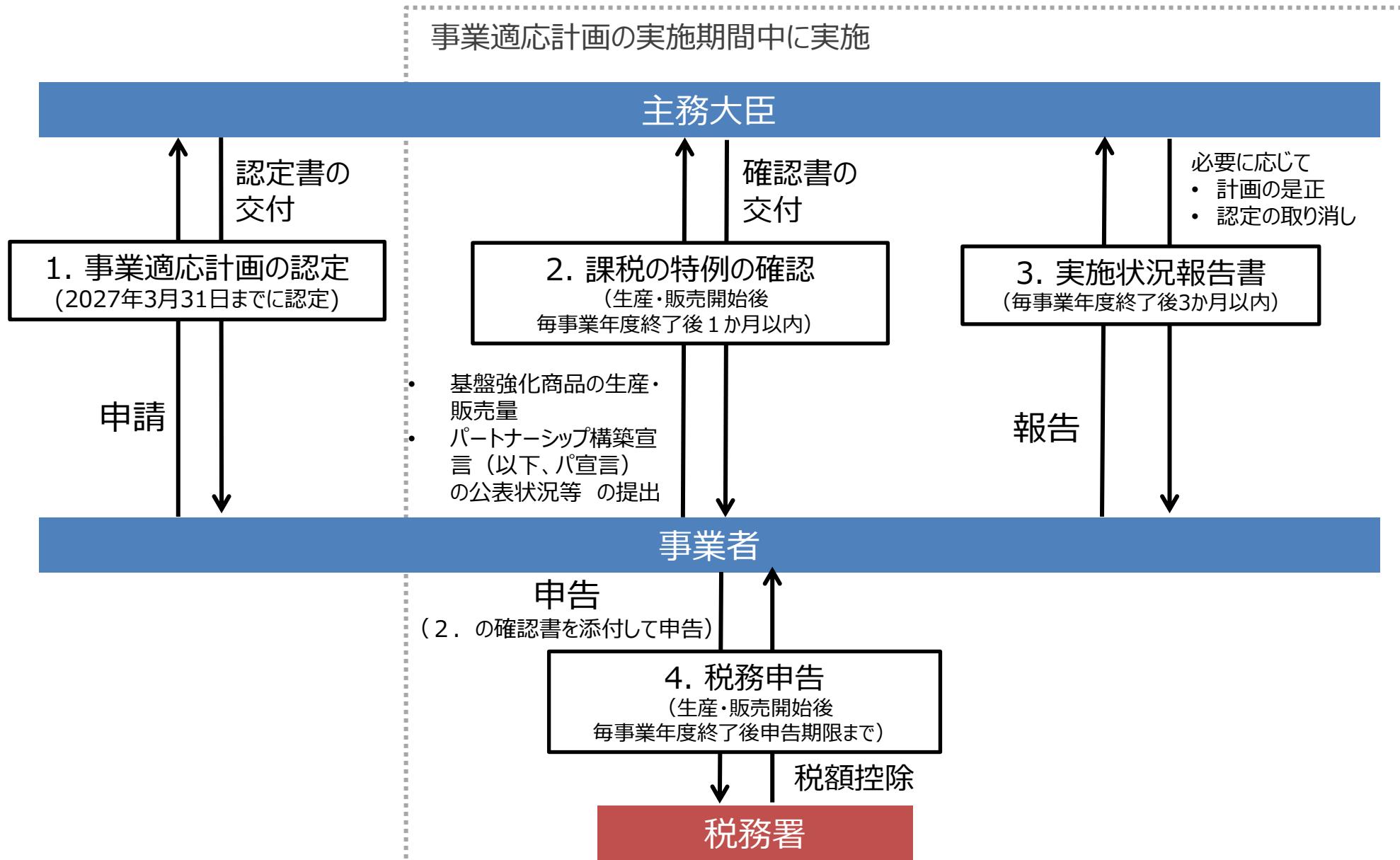
- 基盤強化商品の生産・販売後、生産・販売量に応じて税額控除を受けることができます。

①認定期間

制度開始から**2027年3月31日まで**に認定を取得し、投資を開始したものが対象



認定申請、課税の特例、実施状況報告書の流れ



2. 事業適応計画の認定申請

事業適応計画の認定要件（共通①）

- 戰略税制の適用を受けるためには、まず、基盤強化商品の生産及び販売に係る事業適応計画の認定を受ける必要があります。
- 事業適応計画の認定を受けるためには以下の要件を満たす必要があります。

対象者

- 制度開始から2027年3月31日までに、産競法に基づき、基盤強化商品の生産及び販売に係る事業適応計画の認定を受け、新たに基盤強化商品の生産及び販売に係る国内投資を開始した事業者

設備投資に関する要件

- 戰略税制の適用を受けるためには、基盤強化商品の生産を行うための設備を新規導入する必要があります※。既存設備のみで基盤強化商品を生産・販売する計画を策定しても、産競法の認定を受けることはできません。
※産競法の施行日（2024年9月2日）以後に、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定において、新規導入される設備の価額や当該設備の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定されたものに限られます。
- 設備の新規導入その他の事業適応の実施については、2027年3月31日までに開始する計画である必要があります。
- 投資の判断を決定する上で、事業適応計画の認定が不可欠であるもの又は重大な考慮要素となっているものに限られます（その旨が分かる取締役会等の議事録などの根拠資料を提出してください。）。
- 新規投資する設備は、事業分野別実施指針で定める新規投資額及び生産能力を上回るものである必要があります（詳細p.10～19参照）。

事業適応計画の認定要件（共通②）

※実施指針…事業適応の実施に関する指針
(令和三年七月三十日財務省・経済産業省告示第六号)

- 事業適応計画の認定を受けるためには以下の要件を満たす必要があります。
- 事業適応計画が実施指針に照らして適切なものであること。具体的には、事業適応計画に記載された下表の項目（要件）が適切なものであるかについて事業所管省庁において審査します。
- 加えて、事業適応計画が事業分野別実施指針にも適合する必要があることから、各分野で追加で設定している要件についても満たす必要があります（[詳細p.10～19参照](#)）。
※詳細は、事業分野別実施指針を参照してください。
- なお、事業適応計画に記載された取組方針が行われていないと主務大臣が判断する場合、毎事業年度終了後の課税の特例の確認申請において、主務大臣の確認は行われません。主務大臣の確認がない事業年度については、戦略税制の適用を受けることができません（[詳細p.42～46参照](#)）。

全分野共通

- | | | |
|---|--|------------------|
| ① | <ul style="list-style-type: none">・ 基盤強化商品の市場創出に向けて、技術優位性の確立を含め生産性を向上し、需要を拡大することで、付加価値の創出を実現するための取組の方針を示していること。・ 付加価値の創出を実現するための具体的な目標として、事業適応計画の実施期間内において基盤強化商品の販売を行う各事業年度別の付加価値率の目標値を設定すること（各分野において、事業適応計画終了年度の付加価値率の下限値あり）。また、その達成に向けて事業適応計画の実施期間を通じて円滑かつ着実に取り組む計画とすること。 | (実施指針第5項第8号イ 関係) |
| ② | <ul style="list-style-type: none">・ 事業分野別実施指針に定める、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針及び当該取組方針に係る数値目標を示していること（各分野において、経済波及効果に関する指標の下限値あり）（詳細p.10～19参照）。 | (実施指針第5項第8号ロ 関係) |
| ③ | <ul style="list-style-type: none">・ 産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化の中でも、事業適応計画に沿って、基盤強化商品の主要部素材の調達先や、継続的な投資及び人材の確保に向けた経営資源の配分を含め、安定的な生産活動が行われるための取組の方針を示していること。・ 新たな生産拠点を立地する計画については、活力ある持続可能な地域社会を実現するために、地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組む計画とすること。 | (実施指針第5項第8号ハ 関係) |
| ④ | <ul style="list-style-type: none">・ 継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた取組に関する方針を示していること。 | (実施指針第5項第8号ニ 関係) |

事業適応計画の認定要件（電気自動車等①）

※自動車指針…自動車産業の事業適応の実施に関する指針
(令和三年七月三十日経済産業省告示第百六十号)

- 自動車の生産及び販売に係る事業適応計画の認定を受けるためには以下のいずれの要件も満たす必要があります。

電気自動車等

- | | | |
|---|--|-----------------------------|
| ① | <ul style="list-style-type: none">投資額が15億円以上あって、増加する生産能力が1万台以上となる電気自動車等に係る生産設備の新規投資及び更新投資であること（更新投資の場合には、その更新投資をする生産設備が所在する事業所において生産される自動車の車種構成が脱炭素化に資するように変更される場合に限る。）。 | (自動車指針第4号口① 関係) |
| ② | <ul style="list-style-type: none">当該事業適応を行う事業所における付加価値の創出を実現するための取組の方針を示していること。事業適応計画の実施期間内において電気自動車等の販売を行う各事業年度別の付加価値率の目標値を設定すること。事業適応計画終了年度の付加価値率は、10%以上とすること。 | (実施指針第5項第8号イ、自動車指針第4号口② 関係) |
| ③ | <ul style="list-style-type: none">電気自動車等並びに蓄電池及びその他主要部品の生産及び供給が円滑かつ確実に実施されること。 | (自動車指針第4号口③ 関係) |
| ④ | <ul style="list-style-type: none">電気自動車等の需要が一過性のものではなく、事業適応計画の実施期間の終了後において、これを維持し、又は電気自動車等の更なる生産性の向上若しくは需要の開拓をすることが見込まれること。 | (自動車指針第4号口④ 関係) |
| ⑤ | <ul style="list-style-type: none">電気自動車等並びに蓄電池及びその他主要部品の生産及び供給が、「自動車指針 三 事業適応に関する基本的方向性」にのっとって実施されること。 | (自動車指針第4号口⑤ 関係) |
| ⑥ | <ul style="list-style-type: none">当該事業適応計画の事業に関する取引先社数が100社以上、かつ、その取引先のうち自社からの発注額が直近3事業年度（事業開始2年目には直近1年度、事業開始3年目には直近2年度）の平均額より増加した取引先社数が50社以上であること。 | (自動車指針第4号口⑥ 関係) |
| ⑦ | <ul style="list-style-type: none">産業構造又は国際的な競争条件の変化等の中でも、安定的な生産活動が行われるよう、蓄電池等の主要な部素材の調達に関する現状及び今後の方針を把握すること。 | (自動車指針第4号口⑦、第3号口(2) 関係) |

事業適応計画の認定要件（電気自動車等②）

※自動車指針…自動車産業の事業適応の実施に関する指針
(令和三年七月三十日経済産業省告示第百六十号)

- 自動車の生産及び販売に係る事業適応計画の認定を受けるためには以下のいずれの要件も満たす必要があります。

電気自動車等

- ⑧
- ・ 広範なサプライチェーンを通じた部素材等の発注量の確保・拡大に向けて取り組むこと。
 - ・ 事業者が部素材等の適正な取引環境に向けた取組を実施すべく、サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携を企図していることや下請事業者との望ましい取引慣行の遵守についての方針を示していること。
 - ・ 事業適応計画の認定を受けていることを取引先（生産に関するものに限る。）に対して認知させること。
(自動車指針第4号口⑦、第3号口(3) 関係)
- ⑨
- ・ 海外市場の獲得に向けた方針や事業適応計画の実施期間を通じた中長期の生産方針を策定すること。
 - ・ グローバルの競争環境・地政学等も踏まえた各国政府の動向を考慮したうえで、事業適応計画の実施期間を通じて生産する電気自動車等について、継続的な需要が見込まれることを前提に、
①その開拓に資する取組を設定すること。
②事業適応計画の実施期間における電気自動車等の国内生産全体の計画における台数を踏まえた海外市場の獲得に向けた地域別の年度ごとの販売台数目標を設定すること。
(自動車指針第4号口⑦、第3号口(4) 関係)
- ⑩
- ・ 以下の取組を含め、取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進すること。
① 国内におけるスコープ1（事業者自らが排出する温室効果ガスの排出量をいう。）・スコープ2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴い排出される温室効果ガスの排出量をいう。）に関する排出削減目標を2025年度（単年度及び2023年度から2025年度までの3年間）・2030年度について設定し（申請時点において目標年度を経過している場合はこの限りではない。）、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を実施した上で、毎年度、主務大臣に報告・公表すること。
② 目標を達成できない場合には、Jクレジット又はJCMクレジット及びその他の適格カーボン・クレジットを調達し、又は当該目標を達成できない理由を主務大臣に報告・公表するなどの対応を行うこと。
(自動車指針第4号口⑦、第3号口(5) 関係)
- ⑪
- ・ サイバーセキュリティの確保に向けた方針を策定すること。日頃から国家サイバー統括室等の関係部局との連携・情報共有に努めること。
(自動車指針第4号口⑦、第3号口(5) 関係)
- ⑫
- ・ 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を参考の上、蓄電池等のサプライチェーンにおける人権尊重の取組に関する方針を示すこと。
(自動車指針第4号口⑦、第3号口(5) 関係)
- ⑬
- ・ 電気自動車等を生産、使用及び廃棄する段階において、同じ車格のガソリン車等と比したエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減量を定量的に示しており、かつ、当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性を示していること（[詳細p.27参照](#)）。
(実施指針第5項第8号木、自動車指針第3号口(5) 関係)

事業適応計画の認定要件（グリーンスチール①）

※金属指針…金属産業の事業適応の実施に関する指針
(令和三年七月三十日経済産業省告示第百五十七号)

- 鉄鋼の生産及び販売に係る事業適応計画の認定を受けるためには以下のいずれの要件も満たす必要があります。

グリーンスチール

- | | | |
|---|---|---------------------------|
| ① | <ul style="list-style-type: none">新規投資額が120億円以上であること。事業適応計画の実施期間中に実現する年度当たりの生産数量の最大値が20万トンを超えること。 | (金属指針第4号①及び② 関係) |
| ② | <ul style="list-style-type: none">脱炭素化を通じた経済波及効果に関する指標として、高炉又は転炉を使用した鉄鋼の製造工程から電気炉を用いた鉄鋼の製造工程への転換に伴う粗鋼生産1トン当たりのエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減率に関し、グリーンスチールの生産及び販売を行う各事業年度における数値目標を定めていること（数値目標は50%を下限値とする。）。 | (金属指針第4号③ 関係) |
| ③ | <ul style="list-style-type: none">事業適応計画の実施期間内においてグリーンスチールの販売を行う各事業年度別の付加価値率の目標値を設定すること。事業適応計画終了年度の付加価値率の目標値が、10%を上回ること。 | (実施指針第5項第8号イ、金属指針第4号④ 関係) |
| ④ | <ul style="list-style-type: none">製造プロセスの転換によって生じる脱炭素化の価値が、鉄鋼の需要家が生産する製品等においても付加価値として訴求され、サプライチェーン全体での付加価値創出につながるよう、販売先の選定方針など、脱炭素化製品の需要拡大を実現するための具体的な取組を示していること。こうした鉄鋼の需要家における付加価値訴求への貢献を把握するための定量的な目標を定めるとともに、その達成に向けた取組を継続的に改善する計画となっていること。 | (金属指針第4号⑤ 関係) |
| ⑤ | <ul style="list-style-type: none">鉄鋼商品の商品種別の販売計画を示すとともに、十分な付加価値を創出するための鉄鋼商品の販売に関する方針を示していること。 | (金属指針第4号⑥ 関係) |

事業適応計画の認定要件（グリーンスチール②）

※金属指針…金属産業の事業適応の実施に関する指針
(令和三年七月三十日経済産業省告示第百五十七号)

- 鉄鋼の生産及び販売に係る事業適応計画の認定を受けるためには以下のいずれの要件も満たす必要があります。

グリーンスチール

⑥

- 鉄鋼の生産に当たって必要となる原料の種類、調達量、調達先を示すとともに、国内資源の積極的な活用の方針を含め、安定供給確保のための取組の方針を示していること。

(金属指針第4号⑦ 関係)

⑦

- 革新的な技術の導入を伴う生産用資産の導入等を通じて、電気炉を使用した鉄鋼の製造工程における溶鋼中の不純物の濃度について、高炉を使用した鉄鋼の製造工程におけるものと同程度に制御することができると見込まれること。具体的には、以下を満たすことが見込まれること。

(普通鋼を製造する場合)

窒素の濃度0.004%以下 かつ リンの濃度0.015%以下 であること。

(ステンレス鋼を製造する場合)

窒素の濃度0.015%以下 かつ リンの濃度0.04%以下 であること。

(金属指針第4号⑧ 関係)

⑧

- グリーンスチールを生産、使用及び廃棄する段階における、二酸化炭素排出量の削減量を定量的に示し、当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性を示すこと。二酸化炭素排出量の削減量の算定に当たっては、“高炉・転炉で製造される鉄鋼”との比較を行うこと（[詳細p.29参照](#)）。

(実施指針第5項第8号ホ 関係)

事業適応計画の認定要件（グリーンケミカル①）

※化学指針…化学産業の事業適応の実施に関する指針
(令和三年七月三十日経済産業省告示第百六十一号)

- 基礎化学品の生産及び販売に係る事業適応計画の認定を受けるためには以下のいずれの要件も満たす必要があります。
- なお、基礎化学品の製造過程で、非化石燃料由来の原料と化石燃料由来の原料が混合した場合には、第三者認証を受けたマスバランス方式を活用することができます。この場合においては、具体的なマスバランス方式の内容と第三者認証取得の証拠を示す必要があります。

グリーンケミカル

| | | |
|---|--|---------------------------|
| ① | <ul style="list-style-type: none">・ 新規投資額が30億円以上であること。・ 事業適応計画終了年度におけるグリーンケミカルの生産能力が3万トン以上であること。 | (化学指針第4号①及び② 関係) |
| ② | <ul style="list-style-type: none">・ 生産されたグリーンケミカルが、従来の化石燃料を原料とした製造プロセスに比して、原材料調達から廃棄までのライフサイクル全体を通じた二酸化炭素排出削減率が、50%以上であること。 | (化学指針第4号③ 関係) |
| ③ | <ul style="list-style-type: none">・ 事業適応計画の実施期間内においてグリーンケミカルの販売を行う各事業年度別の付加価値率の目標値を設定すること。・ 事業適応計画終了年度の付加価値率が、5%を上回ること。 | (実施指針第5項第8号イ、化学指針第4号④ 関係) |
| ④ | <ul style="list-style-type: none">・ 生産及び販売の対象となるグリーンケミカルが、販売先における化学製品等の製造に活用されることを通じて、サプライチェーンにおける化学製品等の競争力強化に繋げるための取組の方針を示していること。 | (化学指針第4号⑤ 関係) |

事業適応計画の認定要件（グリーンケミカル②）

※化学指針…化学産業の事業適応の実施に関する指針
(令和三年七月三十日経済産業省告示第百六十一号)

- 基礎化学品の生産及び販売に係る事業適応計画の認定を受けるためには以下のいずれの要件も満たす必要があります。

グリーンケミカル

| | | |
|---|---|------------------|
| ⑤ | <ul style="list-style-type: none">事業適応計画の実施期間の終了後においても、グリーンケミカルの生産及び販売を継続し、又は、更なる拡大に向けた取組を行っていること。 | (化学指針第4号⑥ 関係) |
| ⑥ | <ul style="list-style-type: none">以下の事項を継続的に把握し、改善する計画となっていること。<ol style="list-style-type: none">グリーンケミカルの生産に当たって必要となる原料の種類、調達量及び調達先グリーンケミカル等の販売量及び販売先原料の調達先及びグリーンケミカル等の販売先の選定理由。 (原料の調達先及びグリーンケミカル等の販売先の選定に当たっては、脱炭素・低炭素価値の訴求を通じて国内サプライチェーンの強靭化に繋がるように十分留意すること。販売先においてグリーンケミカル等の普及策を講じているなど、脱炭素・低炭素価値の訴求を通じてグリーンケミカル等の市場創造に戦略的に取り組む販売先を選定するよう努めること。) | (化学指針第4号⑦ 関係) |
| ⑦ | <ul style="list-style-type: none">グリーンケミカル等を販売する際には、当該グリーンケミカル等が非化石燃料由来の原料を活用して製造されたものである旨、販売先に示すこと。 | (化学指針第4号⑧ 関係) |
| ⑧ | <ul style="list-style-type: none">非化石燃料由来の原料を活用して製造及び販売されたグリーンケミカル等であるかどうかなど、事業適応計画の内容を確認するために必要な書類を提出すること。 | (化学指針第4号⑨ 関係) |
| ⑨ | <ul style="list-style-type: none">グリーンケミカルを生産、使用及び廃棄する段階における、二酸化炭素排出量の削減量を定量的に示し、当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性を示すこと。二酸化炭素排出量の削減量の算定に当たっては、“化石燃料を原料に製造される基礎化学品”との比較を行うこと（詳細p.31参照）。 | (実施指針第5項第8号木 関係) |

事業適応計画の認定要件 (SAF①)

※石油精製指針…石油精製業の事業適応の実施に関する指針
(令和三年七月三十日経済産業省告示第百五十五号)

- 燃料の生産及び販売に係る事業適応計画の認定を受けるためには以下のいずれの要件も満たす必要があります。

SAF

| | | |
|---|---|------------------------------|
| ① | <ul style="list-style-type: none">初期投資額が500億円以上であること。年産10万キロリットル以上のニートSAF生産能力を有する生産設備とすること。 | (石油精製指針第4号イ①及び② 関係) |
| ② | <ul style="list-style-type: none">燃料のジェット燃料油に対する温室効果ガス排出削減量が10%以上であること。また、燃料のジェット燃料油に対する温室効果ガス排出削減量の値に燃料のジェット燃料油に対する混合割合上限の値を乗じて算出される値は、5%以上としていること。 | (石油精製指針第4号イ③及び④ 関係) |
| ③ | <ul style="list-style-type: none">事業の透明性確保に努め、国外からの過度な支援の重複を避けること。 | (石油精製指針第4号ロ① 関係) |
| ④ | <ul style="list-style-type: none">付加価値の創出を実現するための取組の方針を示していること。事業適応計画の実施期間内においてSAFの販売を行う各事業年度別の付加価値率の目標値を設定すること。事業適応計画終了年度の付加価値率の下限値は、10%とすること。 | (実施指針第5項第8号イ、石油精製指針第4号ロ② 関係) |
| ⑤ | <ul style="list-style-type: none">燃料の生産及び販売を通じて、製造設備やノウハウの波及に向けた取組の方針について示していること。 | (石油精製指針第4号ロ③ 関係) |
| ⑥ | <ul style="list-style-type: none">燃料の海外需要の獲得に向け、事業年度毎の数値目標を含む取組の方針について示していること。 | (石油精製指針第4号ロ④ 関係) |

事業適応計画の認定要件 (SAF②)

※石油精製指針…石油精製業の事業適応の実施に関する指針
(令和三年七月三十日経済産業省告示第百五十五号)

- 燃料の生産及び販売に係る事業適応計画の認定を受けるためには以下のいずれの要件も満たす必要があります。

SAF

⑦

- 燃料の生産及び販売を通じて、航空分野のみならず他分野との連携の方針について示すこと及び他分野の脱炭素化に向けた取組の方針について示していること。

(石油精製指針第4号口⑤ 関係)

⑧

- SAFを生産、使用及び廃棄する段階における、二酸化炭素排出量の削減量を定量的に示し、当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性を示すこと。二酸化炭素排出量の削減量の算定に当たっては、“化石燃料由来の航空燃料”との比較を行うこと（[詳細p.32参照](#)）。

(実施指針第5項第8号木 関係)

事業適応計画の認定要件（半導体①）

※半導体指針…半導体産業の事業適応の実施に関する指針
(令和三年七月三十日経済産業省告示第百五十四号)

- 半導体の生産及び販売に係る事業適応計画の認定を受けるためには以下のいずれの要件も満たす必要があります。
- なお、認定事業適応事業者が生産した半導体を、当該認定事業適応事業者が生産する別の製品（カメラ等）に搭載する場合には、その搭載された製品が販売されたことをもって、半導体を販売したこととみなします。
- また、半導体の生産から販売までの実績については、経済産業省が必要と認めた場合、認定事業適応事業者及びその関係会社等※に該当しない、第三者による整合性の確認を経て、経済産業省の承認を得る必要があります。

※関係会社等：当該認定事業適応事業者の関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。）又は同一の親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。）をもつ会社。以下同じ。

半導体

- | | | |
|---|--|-------------------|
| ① | <ul style="list-style-type: none">事業適応計画の対象とする設備投資は、半導体（マイコン・アナログ）の生産に係る建物、設備又はシステム（導入する設備を稼働させるために直接的に必要となるソフトウェアに限る。）を導入するものであり、次の設備のいずれか一つ以上を整備すること。なお、複数の拠点で設備投資をする計画の場合は、いずれの拠点においても、次のいずれか一つ以上を整備することとする。<ul style="list-style-type: none">・ フォトレジスト塗布に必要な設備・ ウエハー表面への露光（パターン形成）に必要な設備・ エッチングに必要な設備これらの設備投資については、その新規投資額が総額50億円以上であること。これらの設備で生産される半導体の生産数量が、直径200ミリメートルのウエハーに換算して年間1万枚以上増加する計画になっていること。 | (半導体指針第4号イ①～④ 関係) |
| ② | <ul style="list-style-type: none">事業適応を行う事業者の株式の所有関係及びガバナンスの透明性が確保されていること。 | (半導体指針第4号イ⑤ 関係) |
| ③ | <ul style="list-style-type: none">半導体について、必要な生産能力を確保するため、サプライチェーンの信頼性が確保されていること。 | (半導体指針第4号イ⑥ 関係) |

事業適応計画の認定要件（半導体②）

※半導体指針…半導体産業の事業適応の実施に関する指針
(令和三年七月三十日経済産業省告示第百五十四号)

- 半導体の生産及び販売に係る事業適応計画の認定を受けるためには以下のいずれの要件も満たす必要があります。

半導体

④

- ・ 事業適応計画に基づき生産される半導体が、省エネルギーに貢献するものであることを当該事業適応計画において示すこと。
(半導体指針第4号イ⑦ 関係)

⑤

- ・ 事業適応計画の実施期間内において半導体の販売を行う各事業年度別の付加価値率の目標値を設定すること。
- ・ 事業適応計画終了年度の付加価値率の目標値が、15%を上回っていること。
(実施指針第5項第8号イ、半導体指針第4号イ⑧ 関係)

⑥

- ・ 半導体の生産及び販売を行う事業年度において、
 - i. 事業適応を行う拠点に係る取引先社数
 - ii. その取引先のうち自社からの発注額が直近3事業年度の平均額より増加する取引先社数
 - iii. 事業適応を行う拠点における取引先全体への発注額について、目標値を設定すること（ただし、i.の取引先社数の目標値は100社以上とし、ii.の発注額が増える取引先社数の目標値は50社以上とし、iii.の発注額の目標値は認定前年度と比較して10%以上とすること。）。
(半導体指針第5項第4号イ⑨ 関係)

事業適応計画の認定申請に必要な書類

- 事業適応計画の認定申請書（以下、認定申請書）
 - 次ページから、認定申請書の記載例をもとに解説します。
- 添付書類
 - 認定申請書の他に、下記の書面の添付が必要です。

添付書面一覧

| | 書類 | | 書類 |
|---|--|---|--|
| ① | 定款の写し 又はこれに準ずるもの | ⑥ | 事業適応を行う事業所で既に基盤強化商品の生産及び販売を行っている場合、 直近の事業年度以前の基盤強化商品の生産数量及び販売数量を示す資料 (直近6事業年度以上において基盤強化商品の生産及び販売を行っている場合は、直近事業年度を含む連続する5事業年度分) |
| ② | 直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書 （これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの） | ⑦ | 認定申請書別表2-2(3)に記載された、 基盤強化商品を生産する新規投資設備及び特定減価償却資産の価額 が分かる資料 (詳細p.36参照) |
| ③ | 計画を実施することにより、 財務内容の健全性が向上することを示す書類 ※計画終了年度に黒字となる計画である必要があります (詳細p.41参照)。 | ⑧ | 暴力団でないことを示す書類 ※具体的には右記のいずれにも該当しないことを示す書類が必要です。 i) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する 暴力団員 （以下「 暴力団員 」という。）又は 暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 （以下「 暴力団員等 」という。） ii) 法人でその役員のうちに 暴力団員等 があるもの iii) 暴力団員等 が その事業活動を支配する者 |
| ④ | 計画の実施に必要な 資金の使途及び調達方法 についての内訳を記載した書類 ※ 様式第18「別表4」 の提出をもって資金の使途及び調達方法についての内訳が分かる書類とします (詳細p.40参照)。 | | |
| ⑤ | 事業適応に係る 経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類 ※2024年9月2日以降に、新規の設備投資を判断したことが分かるもの、戦略税制の適用を前提に投資判断したことを示すことを含む、取締役会等の議事録等である必要があります。 | | |

その他、申請内容が認定要件を満たしているかを確認するため、事業適応計画に記載されている内容を確認するための関係資料の提出を求めることがあります。 20

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（共通①）

- 計画の認定を受けたい事業者は、計画の認定申請書を作成し、主務大臣に提出し、審査・認定を受ける必要があります。まず、認定申請書の「1. 事業適応の目標」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

事業適応計画の認定申請書

主務大臣 殿

年 月 日
法 人 番 号
住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

- ・共同申請の場合、主幹会社を明記しつつ、申請者名を併記してください。

1. 事業適応の目標

(1) 事業適応に係る事業の目標

近年、気候変動問題への対応を成長の機会ととらえる国際的な潮流が加速している。我が社においてもこうした流れに対応し、企業としての価値を高めて行くべく、省エネ・脱炭素に資するパワー半導体の生産・販売量の拡大により、国際競争力強化及び技術・供給能力の確保を狙う。

- ・事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載してください。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

我が社においても、2035年度に国内外市場に年間20万枚のパワー半導体を供給することを目的とする。

- ・基盤強化商品の生産及び販売に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す数値目標を記載してください。
- ・認定申請書2.(2)に記載する住所において既に基盤強化商品の生産及び販売を行っている事業者は、本認定申請書の提出申請日を含む事業年度の前事業年度以前（6以上の事業年度において生産及び販売を行っている場合は、前事業年度を含む連続する5事業年度）の生産数量及び販売数量を事業年度別に記載してください。

【既に基盤強化商品の生産及び販売を行っている場合】
2021年 52,100枚、2022年 53,300枚、2023年 65,100枚、2024年 64,000枚、2025年 66,000枚
※上記の数値については、あくまで例示となります。

- ・事業適応終了年度に経常利益を計上する（黒字となる）ことを目標に掲げてください。
- ・根拠資料として添付書面③を提出してください（詳細p.20参照）。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2035年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（共通②）

- 次に、「2. 事業適応の内容及び実施時期」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

2. 事業適応の内容及び実施時期

(1) 事業適応に係る事業の内容

① 事業適応の類型

②エネルギー利用環境負荷低減事業適応、半導体（パワー半導体（ケイ素））

②計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）

③事業適応の具体的な内容

より省エネ性能に優れたパワー半導体の生産体制を構築するため、本社工場内において、次世代パワー半導体のための製造ラインの大幅な拡充を行う。

具体的には、本事業適応計画において製造するパワー半導体は、従来のパワー半導体に比べると、電力損失が少なく、熱効率にも優れており、グリーン・デジタル社会により資するものである。

2027年度から製造ラインの着工及び関連資材の調達等に着手し、2028年度第3四半期からパワー半導体の生産を行う。

- ・ 戰略税制を利用する場合は、「②エネルギー利用環境負荷低減事業適応」と記載します。
- ・ 生産・販売する基盤強化商品を自動車・鉄鋼・基礎化学品・燃料・半導体のうちから選択し記載してください。
- ・ 自動車又は半導体の場合には、併せて基盤強化商品の種類を以下から選択し記載してください。
- ・ また、半導体のうち、マイコンについては、トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所における間隔をナノメートル単位で併せて記載してください。

【基盤強化商品の種類】

電気自動車／燃料電池自動車／電気軽自動車／充電機能付電力併用自動車

マイコン（○○nm）／パワー半導体（ケイ素）／
パワー半導体（炭化ケイ素又は窒化ガリウム）／
イメージセンサー／その他アナログ半導体

- ・ 計画の対象となる事業（日本標準産業分類の「分類コード及び項目名」を併せて記載する。）を記載してください。

日本標準産業分類は、e-Statで検索できます。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10?revision=03>

- ・ 目標の達成に向けた具体的な取組の内容を記載してください。
- ・ 商品省令において規定する基盤強化商品の要件が満たされことが明確となるよう、生産及び販売する商品の詳細を記載してください。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（共通③）

- 「2. 事業適応の内容及び実施時期」の続きを確認していきます。

申請書の記載例

2. 事業適応の内容及び実施時期

(2) 事業適応を行う場所の住所

東京都千代田区霞が関〇丁目〇一〇（本社工場）

- 「事業適応を行う場所」とは、基盤強化商品の生産及び販売を行う工場のことを指します。

(3) 事業適応に伴う設備投資等の内容

別表2－2（3）に記載のとおり。

- 新規投資設備及び特定減価償却資産の内容を別表2－2（3）に記載します（[詳細p.36参照](#)）。

(4) 事業適応の実施時期

①事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 2026年8月、終了時期 2035年3月

- 年月をもって記載します。10年を超えない期間となるよう設定してください。
- 開始時期は、申請日ではなく、計画認定より後の時期にする必要があります。申請から認定までの目安は[p.58](#)を参照ください。
- 実施期間は、年度途中からでも構いません（例：[2026年8月～2035年3月](#)）。

②毎事業年度の実施予定

別表3－1及び別表3－2のとおり。

- 基盤強化商品の生産及び販売計画を別表3－1及び別表3－2に記載します（[詳細p.38・39参照](#)）。

(5) 事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

①必要な資金の額及び調達方法の概要

設備の購入に1,000億円が必要であり自己資金と借入で賄う。

- おおよその見積額、予定を記載します。

②必要な資金の額及び調達方法

別表4のとおり。

- 必要な資金の額及び調達方法の内訳を別表4に記載します。（[詳細p.40参照](#)）。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（共通④）

- 「3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

添付書面の取締役会の議事概要のとおり。

- 原則、p.20の添付書面⑤「事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類」の提出で足りるものとします。
- 「取締役会その他これに準じる機関」での意思決定がされたものであることが分かるようにしてください。
- 2024年9月2日以後に、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定において、新規導入される設備の価額や当該投資設備の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定されたものが対象となります。認定申請にあたっては、設備投資計画を含めた事業適応の経営の方針の決議又は決定の過程を示す資料を提出してください。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（共通⑤）

- 「4. その他、事業適応指針等に規定されている必要事項」の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

4. その他

■付加価値の創出を実現するための取組方針と付加価値率の目標

本事業適応計画において、より省エネ性能に優れたパワー半導体の生産体制を構築する。低コスト化にも併せて取り組み、今後自動車の電動化等に伴って拡大が見込まれる次世代パワー半導体の市場の獲得を目指す。これらの取組を通じて、本事業に係る付加価値の創出を図り、本事業適応計画の終了年度において、付加価値率の目標値16%を達成することを目指す。

2025年度7%、2026年度9%、・・・、2035年度16%

■サプライチェーン上の関連企業への波及効果を高めるための取組方針

半導体の生産及び販売を拡大するとともに、国内の関連企業への取引数量、発注額を維持・増加させることで、関連企業の所得・雇用数等の向上につなげる。また、パートナーシップ構築宣言の理念に則り、価格転嫁にも適切に対応し、関連企業を含めた利益向上に努める。

■継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた現状の取組及び今後の取組方針

年平均〇%の賃上げを行っている。本事業適応計画の実行により得られた利益を従業員の賃金や研修プログラムの充実等に配分し、更なる成長につなげる。

- 以下の必要事項を記載してください。

- 付加価値の創出を実現するための取組の方針。
 - 付加価値の創出を実現するための定量的な数値目標（事業適応計画を行う事業所における付加価値率）を事業適応計画の実施期間中の事業年度ごとに記載してください。なお、計画終了年度の付加価値率の目標値は以下の数字を達成する計画にしてください。
 - 電気自動車等：10%以上
 - グリーンスチール：10%を上回る
 - グリーンケミカル：5%を上回る
 - SAF：10%以上
 - 半導体：15%を上回る
 - サプライチェーン上の関連企業への波及効果を高めるための取組方針
 - 継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた現状の取組及び今後の取組方針。
- ・その他、基盤強化商品別の記載例を参照してください（[電気自動車等p.26・27、グリーンスチールp.28・29、グリーンケミカルp.30・31、SAF p.32～34、半導体p.35](#)）。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（電気自動車等①）

- その他、事業分野別実施指針（自動車）に規定されている必要事項の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

4. その他

■電気自動車等並びに蓄電池及びその他主要部品の生産及び供給が円滑かつ確実に実施されること。

（略）

■電気自動車等の需要が一過性のものではなく、事業適応計画の実施期間の終了後において、これを維持し、又は電気自動車等の更なる生産性の向上若しくは需要の開拓をすることが見込まれること。

事業適応実施期間の終了後においても、需要維持・拡大に向けて、電気自動車等の生産性を更に向上し、新車種の開発に取り組む。

■電気自動車等並びに蓄電池及びその他主要部品の生産及び供給が、「自動車産業の事業適応の実施に関する指針 三 事業適応に関する基本的方向性」にのっとって実施されること。

（略）

■認定計画に係る事業の取引先社数、その取引先のうち自社からの発注額が直近3事業年度の平均額より増加する取引先社数

本事業適応計画では、電気自動車を〇〇台、プラグインハイブリッド車を〇〇台製造するための設備投資を行う。電気自動車の製造に当たっては、〇〇、〇〇等の部品について、〇〇社（うち中小企業〇社）の国内のサプライヤーから調達する。（海外のサプライヤー（輸入）は〇〇社。）また、その半数である〇〇社（うち中小企業〇社）は、取引額を〇%～〇%増加させる計画としている。

これらの取組を通じて、本事業適応計画によるサプライチェーン全体の経済波及効果の実現につなげていく。

・以下の項目を記載してください。

- ✓ サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組方針
- ✓ サイバーセキュリティの確保に向けた方針
- ✓ 蓄電池等のサプライチェーンにおける人権尊重の取組に関する方針

・計画に係る事業が、「当該事業適応計画の事業に関する取引先社数が100社以上、かつ、その取引先のうち自社からの発注額が直近3事業年度（事業開始2年目には直近1年度、事業開始3年目には直近2年度）の平均額より増加する取引先社数が50社以上」となるものであることを記載してください。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（電気自動車等②）

- その他、事業分野別実施指針（自動車）に規定されている必要事項の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

4. その他

- 産業構造又は国際的な競争条件の変化の中でも、安定的な生産活動が行われるよう、蓄電池等の主要な部素材の調達に関する現状及び今後の方針を把握すること。
(略)
- 広範なサプライチェーンを通じた部素材等の発注量の確保・拡大に向けて取り組むこと。
(略)
- 事業者が部素材等の適正な取引環境に向けた取組を実施すべく、サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携を企図していることや下請事業者との望ましい取引慣行の遵守についての方針を示していること。
(略)
- 事業適応計画の認定を受けていることを取引先（生産に関するものに限る。）に対して認知させること。
本事業計画に係る該当車種の仕入先に対し、本事業計画の認定に関する明記した通知等を発出する。仕入先向け説明会における本事業計画に係る該当車種の生産計画の情報共有に際して、本事業計画の認定について配布資料に明記するとともに、取引価格の設定に当たっては当該計画を考慮している旨を明示的に説明する。
- 海外市場の獲得に向けた方針や事業適応計画の実施期間を通じた中長期の生産方針を策定すること。
(略)
- グローバルの競争環境・地政学等も踏まえた各国政府の動向を考慮したうえで、事業適応計画の実施期間を通じて生産する電気自動車等について、継続的な需要が見込まれることを前提に
①その開拓に資する取組を示すこと。
(略)
- ②事業適応計画の実施期間における電気自動車等の国内生産全体の計画における台数を踏まえた海外市場の獲得に向けた地域別の年度ごとの販売台数目標を設定すること。
(略)
- 電気自動車等を生産、使用及び廃棄する段階において、同じ車格のガソリン車等と比したエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減量を定量的に示しており、かつ、当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性を示していること。
(略)

- 蓄電池等の主要な部素材の調達先及び使用される鉱物の調達量について記載してください。また、供給安定性の取組についても記載してください。

- 事業適応計画の認定を受けていることを取引先（生産に関するものに限る。）に対して認知させるための計画を記載してください。

- 当該基盤強化商品を生産、使用及び廃棄する段階における二酸化炭素排出量の定量的な削減量及び当該削減量の更なる拡大に向けた方向性を記載してください。削減量は、従来のエンジン車と比較してください。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（グリーンスチール①）

- その他、事業分野別実施指針（鉄鋼）に規定されている必要事項の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

4. その他

■ グリーンスチール生産及び販売を行う各事業年度における数値目標

商用生産を開始する20XX年から事業適応計画終了年度の20YY年までの各事業年度において、粗鋼生産1トン当たりのエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減率〇%（当社における高炉又は転炉を使用した鉄鋼の製造工程との比較）を実現する。

- 従来の高炉又は転炉を使用した鉄鋼と比較した二酸化炭素の排出削減に関して、グリーンスチールの生産及び販売を行う各事業年度における数値目標を記載してください。

■ 脱炭素化製品の需要拡大を実現するための具体的な取組方針

〇〇産業等と連携し、脱炭素化された鉄鋼商品を用いた〇〇を最終需要家に訴求するための表示のあり方等について検討・実装し、こうした取組等を通じて脱炭素化された鉄鋼商品の〇〇を〇件以上にすることを目指す。また、需要喚起の状況を確認するため、〇〇について定量的な調査を行い、これらの結果に基づき、最終需要家への訴求のあり方について〇〇産業等と継続的に協議・検討を進めていく。

- サプライチェーン全体での付加価値創出に向けて、販売先の選定方針など、脱炭素化製品の需要拡大を実現するための具体的な取組を記載してください。また、こうした鉄鋼の需要家における付加価値訴求への貢献を把握するための定量的な目標を定めるとともに、その達成に向けた取組を継続的に改善する計画となっていることを示してください。

■ 鉄鋼商品の商品種別の販売計画・付加価値を創出するための販売に関する方針

高付加価値である〇〇鋼板や××鋼板の生産・販売を維持・強化すること等により、高付加価値製品の販売割合について既存の高炉法における場合と同等以上の販売割合を実現する。

20XX年度 〇〇鋼板：〇トン、××鋼板：〇トン、、、

20YY年度 〇〇鋼板：〇トン、××鋼板：〇トン、、

・

- 鉄鋼商品の商品種別の販売計画を示すとともに、十分な付加価値を創出するための鉄鋼商品の販売に関する方針を記載してください。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（グリーンスチール②）

- その他、事業分野別実施指針（鉄鋼）に規定されている必要事項の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

4. その他

■ 原料の種類、調達量、調達先。国内資源の積極的な活用の方針を含めた安定供給確保のための取組の方針

- ・ 原料の種類・調達量・調達先：〇〇〇
- ・ 国内の資源の積極的な活用に関する方針：特に〇〇については、国内拠点の整備等により調達能力を拡大し、国内の資源を積極的に活用するよう取り組みを進める。

- ・ 鉄鋼の生産に当たって必要となる原料の種類、調達量、調達先を示すとともに、国内資源の積極的な活用の方針を含め、安定供給確保のための取組の方針を記載してください。

■ 溶鋼中の不純物の濃度に関する見込み

- ・ 溶鋼中の不純物の濃度：窒素：〇%、リン：〇%
- ・ 上記を実現するための具体的な方策：〇〇〇

- ・ 溶鋼中の不純物の濃度について、高炉を使用した製造工程と同程度に制御することができるかについて、具体的な不純物の濃度やそれを実現する具体的な方策について記載してください。

■ 生産及び使用する段階における二酸化炭素排出量の定量的な削減量及び当該削減量の更なる拡大に向けた方向性

電炉で生産する鉄鋼は、従来の高炉で製造される鉄鋼と比較して、特に使用段階での二酸化炭素が大きく削減できるため、製品のライフサイクル全体で見ると、〇%程度の二酸化炭素削減となる。今後は、生産工程の最適化や製造に使用する電力を再エネ由来の電力に切り替えることにより、更なる二酸化炭素の削減を図る。

- ・ グリーンスチールを生産、使用及び廃棄する段階における二酸化炭素排出量の定量的な削減量及び当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性を記載してください。二酸化炭素排出量の削減量の算定に当たっては、高炉・転炉で製造される鉄鋼と比較してください。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（グリーンケミカル①）

- その他、事業分野別実施指針（化学）に規定されている必要事項の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

4. その他

■ グリーンケミカルの生産及び販売を行う各事業年度における二酸化炭素の排出削減の数値目標

商用生産を開始する2030年から事業適応計画終了年度の2037年までの各事業年度に生産及び販売する基礎化学品について、〇%（当社における、ナフサを原料に製造される基礎化学品との比較）の二酸化炭素排出量を削減する。

■ サプライチェーンにおける化学製品等の競争力強化に繋げるための取組の方針

マーケットイン型のグリーンケミカルの生産・販売を行うため、最終製品を製造するブランドオーナーと直接交渉するなど、従来の対面顧客にとどまらず、販売チャネルを調整中。将来的には製造したグリーンケミカルをブランドオーナーに直接販売することを想定。この新たな販売先は、脱炭素を積極的に推進している企業を想定しており、当該企業と連携して、グリーンケミカルの市場創出に繋げていくことを志向。

これらの取組を通じて、事業適応計画の実施期間終了後も継続してグリーンケミカルの生産・販売を行う。

- 原材料調達から廃棄までのライフサイクル全体を通じた二酸化炭素排出削減率（従来の化石燃料を原料とした製造プロセスとの比較）について、グリーンケミカルの生産及び販売を行う各事業年度における数値目標を記載してください。いずれの年度も、50%以上の削減率であることが必要です。

- 生産及び販売の対象となるグリーンケミカルが、販売先における化学製品等の製造に活用されることを通じて、サプライチェーンにおける化学製品等の競争力強化に繋げるための取組の方針を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（グリーンケミカル②）

- その他、事業分野別実施指針（化学）に規定されている必要事項の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

4. その他

- グリーンケミカルの生産にあたって必要となる原料の種類、調達量及び調達先等の把握について
 - ・原料の種類・調達量・調達先：〇〇
 - ・基礎化学品等の販売量・販売先：〇〇
 - ・原料の調達先・基礎化学品等の販売先の選定理由：〇〇
- グリーンケミカルが非化石燃料由来である旨の販売先への表示方法
 - ・売買契約書にて、マスバランスを活用して算定した非化石燃料由来の基礎化学品の量を明示して、販売先に表示することを予定している。
- 生産及び使用する段階における二酸化炭素排出量の定量的な削減量及び当該削減量の更なる拡大に向けた方向性
 - 本事業適応計画で製造するエチレン等のグリーンケミカルを用いて製造されたプラスチック製品のライフサイクル全体での二酸化炭素の排出量は、従来のナフサを原料とする基礎化学品と比較して、〇%程度削減となる。今後は、製造時に使用する原料をグリーン原料に段階的に増加させていくことにより、更なる二酸化炭素の削減を図る。

- ・ グリーンケミカルの生産にあたって必要となる原料の種類、調達量及び調達先
- ・ グリーンケミカル等の販売量及び販売先（誘導品を生産・販売した場合には、当該誘導品に含まれるグリーンケミカル相当量の販売量及び販売先も記載）
- ・ 原料の調達先及びグリーンケミカル等の販売先の選定理由。

原料の調達先及びグリーンケミカル等の販売先の選定にあたっては、脱炭素・低炭素価値の訴求を通じて国内サプライチェーンの強靭化に繋がるように十分留意してください。

また、販売先においてグリーンケミカル等の普及策を講じているなど、脱炭素・低炭素価値の訴求を通じてグリーンケミカル等の市場創造に戦略的に取り組む販売先を選定するよう努める必要があります。

- ・ 当該グリーンケミカル等が非化石燃料由来の原料を活用して製造されたものであることを販売先にどのように示すかを記載してください。
- ・ 非化石燃料由来の原料を活用して製造及び販売されたグリーンケミカルであるかどうかなど事業適応計画の内容を確認するために必要な書類を提出してください。
- ・ グリーンケミカルを生産、使用及び廃棄する段階における二酸化炭素排出量の定量的な削減量及び当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性を記載してください。二酸化炭素排出量の削減量の算定にあたっては、化石燃料を原料に製造される基礎化学品と比較してください。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（SAF①）

- その他、事業分野別実施指針（石油精製）に規定されている必要事項の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

4. その他

■役割分担（共同申請がなされる場合）

申請者A（主幹事会社）は、ニートSAFの生産と販売を担う。

申請者Bは、原料を調達して申請者Aに販売するほか、新規投資設備の建設及び申請者Aへの貸付業務を担う。

- 共同申請の場合、申請者それぞれの役割分担（責任範囲）を記載してください。

■生産、使用及び廃棄をする段階における二酸化炭素排出量の削減量及び当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方針（SAFのGHG削減量）

1) ニートSAFのジェット燃料油に対する温室効果ガス排出削減量：XX%

2) 上記1)で規定される値に、ニートSAFのジェット燃料油に対する混合割合上限（XX%）の値を乗じて算出される値：XX%
また、GHG削減効果の高い〇〇などの原材料の調達割合を増加するほか、製造工程におけるエネルギー使用量を減少させるため、〇〇等の取組を実施する。

- 事業適応計画で生産及び販売するニートSAFについて、ニートSAFのジェット燃料油（化石燃料由来の航空燃料であり、JetA-1規格を満たすものをいう。）に対する温室効果ガス排出削減量が10パーセント以上であること、また、ニートSAFのジェット燃料油に対する温室効果ガス排出削減量の値にニートSAFのジェット燃料油に対する混合割合上限の値を乗じて算出される値は、5パーセント以上であること、をエビデンスとともに示してください。また、ニートSAFを生産、使用及び廃棄する段階における、二酸化炭素排出量の定量的な削減量及び当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性を記載してください。二酸化炭素排出量の削減量の算定に当たっては、ジェット燃料油と比較してください。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（SAF②）

- その他、事業分野別実施指針（石油精製）に規定されている必要事項の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

4. その他

■国外からの過度な支援の重複

本事業適応計画に従って生産・販売するニートSAFについては、国内事業所において、ジェット燃料油と混合を行い、国内外市場へ展開するが、戦略税制と同趣旨である外国の支援策の活用は予定していない。

- 使用する原料はトレーサビリティの確保されたものを使用する、新規投資設備の建設に当たって国からの補助金を活用する場合には補助金適化法の遵守を徹底する等、事業の透明性確保に努めてください。加えて、ニートSAFの生産・販売に関して国外から重複して支援を受けることはできません。

■製造設備やノウハウの波及に向けた取組の方針

SAF次号機PJについては、FS調査をXXXX年まで、FEEDをXXXX年まで、FIDをXXXX年、竣工をXXXX年までに実施する。当該PJにおいて、○○技術の供与やICAO CORSIA認証取得に関し、MOUをXXXX年に締結し、ライセンス料・サービス収入を得ていく予定。

- 国内外における次号機のSAF製造プロジェクトやライセンサーと連携して実施する海外事業者への技術供与ビジネスなどを見据え、オペレーションや国際認証に係るノウハウを蓄積することや将来のビジネスへの展開方針について記載願います。

■海外需要の獲得に向けて、○○といった取組を行い、以下に掲げる各事業年度の目標値の達成を目指す。

2028年度 国内外航機：○○便を中心に○○kLの供給を目指す。
輸出：○○市場を中心に○○kLの供給を目指す。
2029年度 国内外航機：○○便を中心に○○kLの供給を目指す。
輸出：○○市場を中心に○○kLの供給を目指す。
...

- 海外需要の獲得に向けて、取組の方針及び各事業年度の目標値を記載してください。
(取組方針の例) ジェット燃料油販売をテコにした海外航空会社への営業、海外石油精製事業者との連携及び海外SAF供給事業者とのスワップ取引等。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（SAF③）

- その他、事業分野別実施指針（石油精製）に規定されている必要事項の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

4. その他

■他分野との連携の方針

国内外の飲食業や食品製造工場、下水処理場運営事業者、農業運営事業者等との連携を通じ、ニートSAF原料の〇〇を安価に安定的に調達する。

- 燃料の生産及び販売を通じて、航空分野のみならず他分野との連携の方針について記載してください。

■他分野の脱炭素化に向けた取組の方針

ニートSAFの連産品として産出が期待されるHVOに関し、以下の取り組みを通じて脱炭素化を促していく。

- 他分野の脱炭素化に向けた取組の方針について記載してください。

HVOの販売数量：

販売先業種・営業先業種：

軽油の需要家（ゼネコン・バス・トラック・グラハン事業者・農家等）へのHVO使用に向けた働きかけの取組事項：

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（半導体）

- その他、事業分野別実施指針（半導体）に規定されている必要事項の記載内容を確認していきます。

申請書の記載例

4. その他

■株式の所有関係及びガバナンスの透明性の確保

20XX年XX月XX日付けの主要株主は、○○株式会社が株式の○○%、××株式会社が株式の××%を保有している。他の株主については、別添の資料のとおり。

ガバナンスの透明性の確保のため、・・・というコーポレート・ガバナンス体制を取っている。

■サプライチェーンの信頼性の確保

サプライチェーンが途絶えることがないよう、例えば以下の対策等を講じている。

- 原材料等の調達先については、複数社と取引し、在庫の積み上げなどにより対策を講じている。

- 災害等の有事の際には、日頃から把握しているサプライチェーン情報を元に、早期の生産能力回復を行う計画を策定している。

■省エネルギーへの貢献

本事業計画において製造されるパワー半導体は、○○により従来のパワー半導体と比較して、消費電力の削減が可能となる。

■認定計画に係る事業の取引先社数、その取引先のうち自社からの発注額が直近3事業年度の平均額より増加する取引先社数、取引先全体への発注額の目標

事業適応計画の実施期間の各年度において、認定計画に係る事業の取引先社数を○○社以上とし、また、そのうち、少なくとも××社については、発注額を直近3事業年度の平均額より増加させ、取引先全体への発注額を認定前年度と比較して△△%以上増加させる。

- 事業適応を行う事業者の株式の所有関係を記載してください。項目に書き切れない場合は、資料等で補足してください。

- 事業適応を行う事業者のガバナンス体制について、記載してください。証明できる添付書類があれば、併せて提出してください。

- 本事業計画において製造される基盤強化商品の原材料等のサプライチェーンの確保に向けた取り組みを記載してください。また、サプライチェーンの確保に向けた取組が分かる資料等ありましたら、併せて提出してください。

- 本事業計画において製造される基盤強化半導体の省エネルギー性について、記載してください。

・各事業年度における、

①認定計画に係る事業の取引先社数

②その取引先のうち自社からの発注額が直近3事業年度の平均額より増加する取引先社数

③取引先全体への発注額について、それぞれ目標値を記載してください。

ただし、①の取引先社数の目標値は100社以上とし、②の発注額が増える取引先社数については50社以上とし、③の取引先全体への発注額は認定前年度と比較して10%以上としてください。

(注) 記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（共通⑥）

- 別表2-2(3)に、新規投資設備及び特定減価償却資産の情報を記載します。

- 税務上の区分（「機械及び装置」、「建物」、「建物附属設備」、「構築物」のいずれか）を記載してください。

- 年月をもって記載してください。既に事業の用に供している設備については、「事業供用済」と記載してください。

| | 種類 | 設備等の名称 | 数量 | 新規投資 | 事業供用時期 | 合計金額（千円） |
|----|--------|---------|----|------|---------|-----------|
| 1 | 機械及び装置 | 露光装置 | 1 | ○ | 2028年4月 | 2,000,000 |
| 2 | 機械及び装置 | エッチング装置 | 1 | ○ | 2028年4月 | 300,000 |
| 3 | 機械及び装置 | 成膜装置 | 1 | | 事業供用済 | 50,000 |
| 合計 | | | | | | 2,350,000 |

- 新規投資設備に「○」を記載してください。
- ただし、ここでいう新規投資設備とは、2024年9月2日以後、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定にて、新規導入される設備の価額や当該投資の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定されたものになります。

- 「新規投資」に該当する特定商品生産用資産等については予定する投資額を、それ以外の特定減価償却資産については取得時における価額及び認定申請書の申請日までに要した修繕費を記載してください。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

(参考) 戰略税制の税額控除額について

- 税額控除額は、基盤強化商品ごとに定める措置単価に生産・販売量を乗じて計算した金額（※）と、認定事業者が事業適応を行う場所（認定申請書の2. (2) に記載した住所）において新規導入する新規投資設備及び現に有する特定減価償却資産（機械及び装置、建物、建物附属設備、構築物に限ります。）の取得時の価額（修繕費を含みます。）の合計額とのいずれか少ない金額の合計額となります。

※新規投資設備を事業の用に供した日以後7年経過日後の期間の販売に係る適用額は、8年経過日までの期間（8年目）は75%、9年経過日までの期間（9年目）は50%、10年経過日までの期間（10年目）は25%と遞減。

- 控除しきれない金額は、最大4年（半導体の場合には、最大3年）の繰越が可能です。
- 上記の税額控除額（繰越税額控除額がある場合は、当該繰越税額控除額を含みます。）は、供用中年度の調整前法人税額の40%（半導体の場合には、20%）が上限※となります。

※カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合の税額控除）の適用を受けている場合には、戦略税制による税額控除とカーボンニュートラルに向けた投資促進税制による税額控除との合計で調整前法人税額の40%（半導体の場合には、20%）。

※半導体の事業適応計画とそれ以外の基盤強化商品の事業適応計画の認定を受け、新規投資設備を事業の用に供した場合には、戦略税制の半導体とそれ以外の基盤強化商品による税額控除の合計（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制による税額控除がある場合は、当該税額控除も含みます。）で調整前法人税額の40%。

- ✓ 電気自動車等の生産及び販売に係る事業適応計画の場合には、上記に加え、他社資本の車載用蓄電池及び燃料電池の生産設備も対象となります。その場合には、その設備の取得価額のうち、当該設備の所有者に対する申請事業者の持ち株比率を乗じた価額を税額控除額に計上することができます。
- ✓ 認定申請時には、特定減価償却資産の取得価額等が分かる根拠資料を併せて添付してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（共通⑦）

- 別表3-1に、事業適応計画の開始後、毎事業年度の実施内容を記載します。

- 各事業年度における実施内容、特に、基盤強化商品の生産及び販売を開始する時期、想定する各事業年度の生産及び販売の数量等の計画を記載してください。

| 年度 | 実施内容 |
|------|--|
| 2026 | 今後の国内外の電気自動車市場の拡大を見込み、本社工場において、次世代パワー半導体の増産のための生産ラインの構築に着手する。計画初年度では、露光装置等の設備を工場に設置するための工事を行う。 |
| 2027 | 計画2年目は、前年度の露光装置等の設備の構築を進めるほか、次年度の生産開始に向けた体制準備などに取り組む。 |
| 2028 | 計画3年目は、新規導入した設備を用いてパワー半導体の生産を開始する予定。生産開始1年目は、2万枚程度の生産及び販売を見込む。 |
| 2029 | 引き続き、パワー半導体の生産及び販売を行う。生産・販売量としては、5万枚程度を見込むが、国内外の市場動向を見ながら、生産ラインの稼働率を上げていく。 |
| 2030 | 引き続き、パワー半導体の生産及び販売を行う。生産・販売量としては、8万枚程度を見込んでいる。 |

•

•

•

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（共通⑧）

- 別表3-2に、事業適応計画の開始後、生産又は販売を予定している年度における計画を記載します。

基盤強化商品の種類を記載してください。

自動車及び半導体については、基盤強化商品の種類が分かるように記載してください。

- 自動車：EV、FCV、軽EV、PHEV
- 半導体：マイコン（○○nm）、パワー（Si）、イメージセンサー等

- 基盤強化商品の生産数量及び販売数量の単位は、それぞれ以下のとおりとします。
- 半導体：枚（200mmウエハー換算）
- 自動車：台
- 鉄鋼：トン
- 基礎化学品：トン
- 燃料：リットル

| 年度 | 産業競争力基盤強化商品の名称 | 生産数量 | 販売数量 | 主な販売先 |
|------|----------------|--------|--------|-----------------|
| 2028 | 半導体（パワー（Si）） | 20,000 | 20,000 | ABC株式会社、DEF株式会社 |
| 2029 | 半導体（パワー（Si）） | 50,000 | 50,000 | ○○○○株式会社 |
| 2030 | 半導体（パワー（Si）） | 80,000 | 80,000 | ○○○○株式会社 |
| 2031 | 半導体（パワー（Si）） | 80,000 | 80,000 | ○○○○株式会社 |
| 2032 | 半導体（パワー（Si）） | 80,000 | 80,000 | ○○○○株式会社 |
| 2033 | 半導体（パワー（Si）） | 90,000 | 90,000 | ○○○○株式会社 |

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて自社の取組を記載してください。

事業適応計画の認定申請：記載例・審査のポイント（共通⑨）

- 別表4に、事業適応の実施に必要な資金の額及び調達方法を記載します。

別表4（事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法）

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

| 調達方法 費用 | 政府関係金融機関 からの借入れ | 民間金融機関等 からの借入れ | 自己資金 | その他 | 合計 | 備考 |
|---------------------|--------------------|-------------------|------|-----|-------|----|
| 事業適応の実施に 必要な資金の額 | 0 | ○○銀行 5,000 | 500 | 0 | 5,500 | |

- 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

（注）記載例は、あくまでイメージやポイントを解説したものであり、事業適応の内容に応じて
自社の取組を記載してください。

【参考】添付書面④の財務内容の健全性が向上することを示す書類（前ページ補足）

- 計画終了年度に黒字となる（計画終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となる）計画であることを示してください。

財務内容の健全性が向上することを示す書類のイメージ

| 〇〇年〇月期 | |
|---|--|
| ①経常収入 ②経常支出 20,000 = $\frac{20,000}{19,000} \times 100$ = 105.3 | 経常収入 売上高 営業外収益 … 経常支出 売上原価 販売費及び一般管理費 … |
| | 20,000 15,000 4,000 … 19,000 4,000 10,000 … |

以下のホームページに「事業適応計画の認定申請書 添付書面②(計算ツールなど)」というエクセル資料を掲載しています。本資料のシート「9」の「経常収支比率」を活用頂くか、これと同様の内容が確認できる書類を任意の様式で提出してください。

経済産業省ホームページ：https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

3. 課税の特例の確認申請

課税の特例の確認基準①

- 戰略税制の適用を受けるためには、基盤強化商品の生産及び販売を行った事業年度終了後1か月以内に、主務大臣に課税の特例を受けるための確認申請を行う必要があります。
- 主務大臣の確認を受けるためには、以下の基準を満たす必要があります。それぞれの基準を満たしていることを示すことができる資料を添えて、確認申請を行ってください。

基盤強化商品の販売

- 生産及び販売された基盤強化商品について、以下の要件を満たす必要があります。
 - ① 認定事業適応計画に記載された基盤強化商品であり、商品省令で定める基盤強化商品の要件を満たすものの生産及び販売であること。
 - ② 認定事業適応計画に記載された半導体生産用資産又は特定商品生産用資産（新規投資した設備）を用いて、認定事業適応事業者が生産した基盤強化商品の生産及び販売であること。
 - ③ 当該基盤強化商品の販売が、関係会社等以外の法人又は個人に対して行われていること。

ただし、関係会社等への販売であっても、当該基盤強化商品を販売した時点で関係会社等以外の法人又は個人へその商品の販売が確実に行われるものとして主務大臣が認めるものについては、関係会社等以外の法人又は個人へ販売が行われたものとみなす。

課税の特例の確認基準②

- 主務大臣の確認を受けるためには、以下の基準を満たす必要があります。それぞれの基準を満たしていることを示すことができる資料を添えて、確認申請を行ってください。

その他の要件①

- 基盤強化商品の販売が行われた事業年度において、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 基盤強化商品の市場創出に向けて、生産性を向上し、需要を拡大することで、付加価値の創出を実現するための取組を推進していると主務大臣が認めること。

また、直近3事業年度（確認を求める事業年度及びその直前の2事業年度（半導体生産用資産又は特定商品生産用資産を事業の用に供した日（事業供用日）を含む事業年度以後の事業年度に限る。））のうち少なくとも1事業年度において、次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。

- i. 認定事業適応計画2. (2)に記載された事業所における当該事業年度の付加価値額について、当該事業年度における実績値が当該事業年度の直前の3事業年度（事業供用日を含む事業年度以後の事業年度に限る。）の付加価値額の平均（当該事業年度が当該事業供用日を含む事業年度である場合には、0）を上回ること。
- ii. 認定事業適応計画2. (2)に記載された事業所における当該事業年度の付加価値率について、当該事業年度における実績値が当該認定事業適応計画に記載された目標値を上回ること。

なお、付加価値額は以下の方法で計算をしてください。また、付加価値率は、認定事業適応計画に記載された方法により算出してください。

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$

※ただし、「営業利益」とあるのは、「売上総利益」と読み替えて適用できるものとし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。

課税の特例の確認基準③

- 主務大臣の確認を受けるためには、以下の基準を満たす必要があります。それぞれの基準を満たしていることを示すことができる資料を添えて、確認申請を行ってください。

その他の要件②

- 基盤強化商品の販売が行われた事業年度において、以下の要件を満たす必要があります。
 - ② 認定事業適応計画に従い、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針に沿った取組を推進していると認められること。
また、認定事業適応計画に従い、直近3事業年度（確認を求める事業年度及びその直前の2事業年度（半導体生産用資産又は特定商品生産用資産を事業の用に供した日（事業供用日）を含む事業年度以後の事業年度に限る。））のうち少なくとも1事業年度において、当該認定事業適応計画に記載された経済波及効果に関する指標（以下の(1)又は(2)）について、確認を求める事業年度における実績値が当該認定事業適応計画に記載された目標値を上回ること。
(1)半導体又は電気自動車等の場合：取引先に関する指標
(2)グリーンスチール、グリーンケミカル、SAFの場合：二酸化炭素排出量又は温室効果ガスの削減率に関する指標
 - ③ 認定事業適応計画に従い、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化の中でも、当該基盤強化商品の主要部素材の調達先、継続的な投資及び人材の確保に向けた経営資源の配分を含め、安定的な生産活動が行われるための取組を推進していると主務大臣が認めること。
 - ④ 認定事業適応計画に従い、継続的な賃上げ等の人材確保に向けた取組を推進していると主務大臣が認めること。
 - ⑤ 電気自動車等、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAFの場合には、認定事業適応計画に従い、その認定事業適応計画の実施期間中の基盤強化商品の生産、使用及び廃棄をする段階における、二酸化炭素排出量の削減量を定量的に示し、かつ、当該削減量の更なる拡大に向けた取組を推進していると主務大臣が認めること。

課税の特例の確認基準④

- 主務大臣の確認を受けるためには、以下の基準を満たす必要があります。それぞれの基準を満たしていることを示すことができる資料を添えて、確認申請を行ってください。

その他の要件③

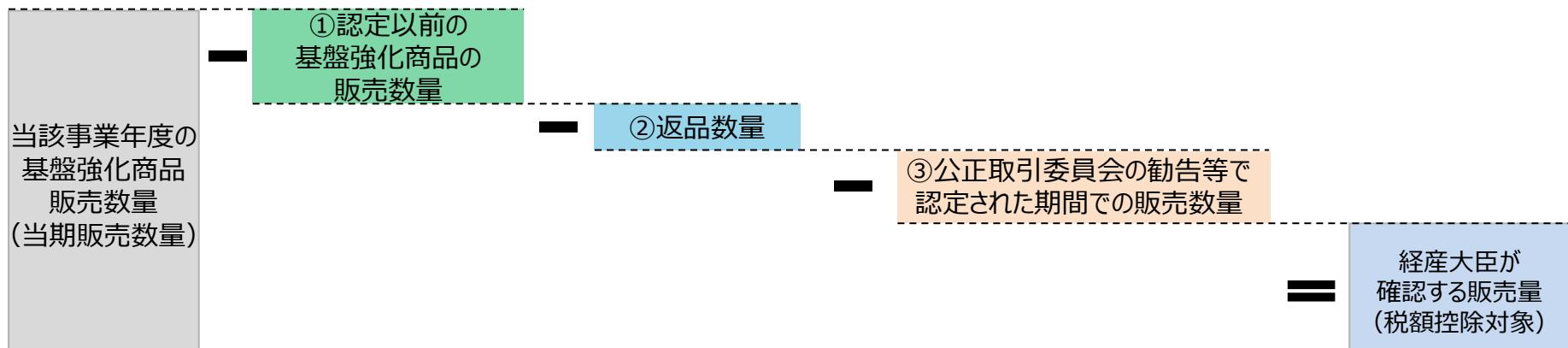
- 基盤強化商品の販売が行われた事業年度において、以下の要件を満たす必要があります。
 - ⑥ p.44・45の①から⑤までの項目に関して、①から⑤までに定めるもののほか、認定事業適応計画において目標数値を定めている場合には、当該確認を求める事業年度における実績値が当該目標数値を上回ること。当該実績値が当該目標数値を下回った場合にあっては、当該目標数値の達成に向けた翌事業年度以後の取組に関する方針を示し、かつ本項に基づき過年度に示された方針が履行されていると主務大臣が認めること。
(例えば、以下の項目については、各事業分野別実施指針の規定に基づき、認定事業適応計画において目標数値を定めていますので、その実績値を報告する必要があります。)
 - 電気自動車等
 - 事業適応計画の実施期間における海外市場の獲得に向けた地域別の年度ごとの販売台数目標
 - グリーンスチール
 - 鉄鋼の需要家における付加価値訴求への貢献を把握するための定量的な目標
 - S A F
 - 燃料の海外需要の獲得に向け、事業年度毎の数値目標
 - ⑦ 課税の特例に関する基準への確認を求める事業年度に属する最終の日に、パ宣言を公表していること。
 - ⑧ ①から⑦までに掲げる要件のほか、事業適応の実施に関する指針及び事業分野別実施指針で定める要件を満たしていると主務大臣が認めること。

確認する基盤強化商品の数量

- 主務大臣が確認を行う基盤強化商品の数量は、当該事業年度における基盤強化商品の販売数量から、次の①～③の数量の合計を、差し引いた数量になります。ただし、②及び③の数量については、過年度において差し引かれた数量は除かれます（差し引いた結果、0以下となった場合、当該事業年度において税制の適用を受けることはできません。その場合、②及び③の数量のうち、当該事業年度の販売数量から①の数量を差し引いた数量に達するまでの数量は、当該事業年度に差し引いた数量とします。）。なお、パ宣言の不掲載など、[p.43～46](#)に示す基準を満たさない場合には、その事業年度においては、①～③の数量を差し引くことはできず、その翌年度以降、基準を満たした事業年度の販売数量から①～③の数量を差し引くこととなります。

- ① 事業適応計画の申請以前に販売をしていた基盤強化商品の数量を平均した数量※
- ② 半導体生産用資産又は特定商品生産用資産を事業の用に供した日以後に販売した基盤強化商品のうち、返品された数量（過年度において差し引かれた数量は除く。）
- ③ 当該認定事業適応事業者による下請代金支払遅延等防止法第7条に基づく勧告、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独禁法）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条に規定する納付命令の対象となる違反行為があったものとして公正取引委員会が認定した期間において販売された基盤強化商品として主務大臣が確認したものとの数量（過年度において差し引かれた数量は除く。）

※(事業適応計画の申請以前に販売を行っていた基盤強化商品の販売数量) ÷ (販売を行っていた各事業年度の月数の合計数) × (確認を求める事業年度の月数)



課税の特例の確認申請に必要な書類

- エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認申請書（以下、確認申請書）
 - 次ページから、確認申請書の記載例をもとに解説します。
- 添付書類
 - 確認申請書の他に、下記の書面の添付が必要です。

添付書面一覧

| | 書類 | | 書類 |
|---|---|---|---|
| ① | 基盤強化商品の販売先、販売数量の証拠となる書類 （納品書など） ※過年度において販売した当該基盤強化商品の返品があった場合には、返品された基盤強化商品の数量が確認できる書類 ※下請代金支払遅延等防止法や独禁法の法令違反により、公正取引委員会から勧告があった場合には、法令違反期間中の基盤強化商品の販売数量が確認できる書類 | ⑥ | （電気自動車等、グリーンスチール、グリーンケミカル又はSAFの場合） 基盤強化商品を生産、使用及び廃棄する段階における、二酸化炭素排出量の削減量を定量的に示し、当該削減量の更なる拡大に向けた取組を推進していることが確認できる資料 |
| ② | 認定事業適応計画に記載した、新規導入した特定商品生産用資産等の取得価額及び取得時期、事業供用の開始年月日が確認できる書類 | ⑦ | （グリーンスチール、グリーンケミカル又はSAFの場合） 生産及び販売した基盤強化商品の二酸化炭素排出量又は温室効果ガスの削減率が確認できる資料 |
| ③ | 当該事業年度における認定事業適応計画を実施する事業所の付加価値額又は付加価値率が確認できる種類 （財務諸表等） | ⑧ | （電気自動車等又はSAFの場合） 当該事業年度における基盤強化商品の海外への販売数量が確認できる資料 |
| ④ | 賃上げ等の人材確保に向けた取組を推進していることが確認できる種類 | ⑨ | （半導体又は電気自動車等の場合） 当該事業年度における下請事業者その他の取引先の数を確認できる資料 |
| ⑤ | パ宣言を公表していることが確認できる資料 (パ宣言の掲載URL等) | ⑩ | 基盤強化商品の生産に係る 発注額が前3事業年度の発注額の平均を上回る下請事業者その他の取引先の数を確認できる資料 |
| | | | その他、当該事業適応計画に記載した取組方針の進捗状況を確認できる資料 |

その他、申請内容が基準を満たしているかを確認するため、事業適応計画に記載されている内容を確認するための関係資料の提出を求めることがあります。

課税の特例の確認申請：記載例・確認のポイント①

- 当該事業適応計画の目標及び、課税の特例の確認申請を行う事業年度において行った事業適応の具体的な内容を記載します。

申請書の記載例

1. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標

近年、気候変動問題への対応を成長の機会ととらえる国際的な潮流が加速している。我が社においてもこうした流れに対応し、企業としての価値を高めて行くべく、省エネ・脱炭素に資するパワー半導体の生産・販売量の拡大により、国際競争力強化及び技術・供給能力の確保を狙う。

- 認定申請書に記載した事業適応の目標を記載してください。

2. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容

(1) エネルギー利用環境負荷低減事業適応の具体的な内容

より省エネ性能に優れたパワー半導体の生産体制を構築するため、本社工場内において、次世代パワー半導体のための製造ラインの大幅な拡充を行う。

具体的には、本事業適応計画において製造するパワー半導体は、従来のパワー半導体に比べると、電力損失が少なく、熱効率にも優れており、グリーン・デジタル社会により資するものである。

2027年度から製造ラインの着工及び関連資材の調達等に着手し、2028年度第3四半期からパワー半導体の生産を行う。

- 当該事業年度に行った事業適応の具体的な内容を記載してください。
- また、認定事業適応計画に従って取得した特定商品生産用資産等、基盤強化商品の生産及び販売を行う場所などを記載してください。
- 特定商品生産用資産等については、認定事業適応計画における特定商品生産用資産等の内訳と整合的な形で、当該特定商品生産用資産等の取得価額及び取得時期、事業供用の開始年月日を記載し、それを確認できる書類を添付して提出してください。

課税の特例の確認申請：記載例・確認のポイント②

- 新規投資設備の取得及び事業供用の内容並びにこれらの資産に投資した金額の内訳を記載します。
- 申請に当たっては、取得価額等を確認できる根拠資料（納品書等）を併せて添付してください。

申請書の記載例

(2) 半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得及び事業供用の内容並びにこれらの資産に投資した金額の内訳

| | 種類 | 設備等の名称 | 数量 | 取得時期 | 事業供用時期 | 投資額（千円） |
|----|--------|---------|----|----------|----------|-----------|
| 1 | 機械及び装置 | 露光装置 | 1 | 2027年12月 | 2028年4月 | 2,000,000 |
| 2 | 機械及び装置 | エッチング装置 | 1 | 2027年12月 | 2028年4月 | 300,000 |
| 3 | 機械及び装置 | 成膜装置 | 1 | 2010年12月 | 2011年12月 | 50,000 |
| 合計 | | | | | | 2,350,000 |

課税の特例の確認申請：記載例・確認のポイント③

- 課税の特例の確認申請をする事業年度における基盤強化商品の販売数量、生産数量等を記載します。
- 申請に当たっては、販売数量等を確認できる根拠資料（納品書等）を併せて添付してください。

- 基盤強化商品の種類が分かるように記載してください。

申請書の記載例

(3) 当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売先及び販売数量

| 産業競争力基盤強化商品の種類 | 当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売先 | 当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売数量（枚） |
|----------------|------------------------|----------------------------|
| パワー半導体 (Si) | 株式会社〇〇〇〇 | 20,000 |
| パワー半導体 (Si) | 株式会社×××× | 31,210 |
| パワー半導体 (Si) | 株式会社△△△△ | 5,000 |
| パワー半導体 (Si) | 株式会社▼▼▼▼ | 4,500 |
| パワー半導体 (Si) | 株式会社◎◎◎◎ | 30,100 |

(4) 当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量の合計

| 産業競争力基盤強化商品の種類 | 当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の生産数量の合計（枚） | 当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売数量の合計（枚） |
|----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| パワー半導体 (Si) | 90,810 | 90,810 |
| | | |

課税の特例の確認申請：記載例・確認のポイント④

- 課税の特例の確認申請をする事業年度における基盤強化商品の販売数量、生産数量等を記載します。
- 申請に当たっては、販売数量等を確認できる根拠資料（納品書等）を併せて添付してください。

- 基盤強化商品の種類が分かるように記載してください。

申請書の記載例

(5) 認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量

| 産業競争力基盤強化商品の種類 | 産業競争力基盤強化商品の販売数量 (枚) |
|----------------|-------------------------|
| パワー半導体 (Si) | 60, 100 |
| | |

課税の特例の確認申請：記載例・確認のポイント⑤

- 新規投資設備を事業の用に供した日以後 7 年経過日後の期間の販売に係る適用額は、8 年経過日までの期間（8年目）は75%、9年経過日までの期間（9年目）は50%、10年経過日までの期間（10年目）は25%と段階的に下がります。確認申請を行う事業年度内に販売した基盤強化商品について、それぞれの期間ごとの販売数量を記載します。
- 確認申請を行う際には、期間ごとの販売数量が確認できる根拠資料（納品書等）を併せて添付してください。

申請書の記載例

(6) 半導体生産用資産等により生産された産業競争力基盤強化商品のうち当該事業年度における調整後販売数量及び返品等数量の内訳

| 事業供用日からの期間 | 調整後販売数量 (枚) | 返品等数量 (枚) | |
|--|----------------|--------------|---|
| ① 供用日から供用日以後 7 年を経過する日までの期間 | 25,000 | 0 | <ul style="list-style-type: none">その事業年度において、返品された基盤強化商品があれば、その数量を記載してください。 |
| ② 供用日以後 7 年を経過する日の翌日から供用日以後 8 年を経過する日までの期間 | 65,810 | 0 | <ul style="list-style-type: none">例えば、3月末決算の認定事業者が、2027 年8月1日に新規投資設備を事業供用し、2034年度の課税の特例の確認申請を行う際には、2034年4月1日から同年7月31日までに販売した販売数量は、①「供用日から供用日以後七年を経過する日までの期間」の欄に、2034年8月1日から2035年3月末までの販売数量は、②「供用日以後 7 年を経過する日の翌日から供用日以後 8 年を経過する日までの期間」に記載してください。 |
| 供用日以後 8 年を経過する日の翌日から供用日以後 9 年を経過する日までの期間 | 0 | 0 | |
| 供用日以後 9 年を経過する日の翌日以後の期間 | 0 | 0 | |

課税の特例の確認申請：記載例・確認のポイント⑥

- p.43～46に示す、課税の特例基準に適合していることを示す取組状況を記載します。

申請書の記載例

(7) その他

■付加価値の創出を実現するための取組の進捗状況

本事業適応計画において、より省エネ性能に優れたパワー半導体の生産体制を構築した。足下のパワー半導体の需要が拡大する中、当社製品の強みである省エネ性能が顧客にも評価され、当初の計画を上回る売上高を達成している。生産ラインの効率化にも着手し、従来製品に比べ、生産にかかるコストを〇%削減した。これらの取組の結果、本事業年度の付加価値率については、目標値を上回る、〇%を達成している。

- 付加価値の創出を実現するための取組状況

- 付加価値額又は付加価値率に関する目標の達成状況

- 事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針及び当該認定事業適応計画に記載された経済波及効果に関する指標に関する達成状況

■事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針

本事業適応計画で投資した設備により、次世代パワー半導体の生産を拡大する。当該半導体の部素材サプライヤーへの発注額も増加させる。実際、本事業年度においては、〇社に対して部素材等の調達に関する契約を締結しており、そのうち、□社については、直近3年間の取引金額（平均）と比べ、取引金額が増加している。次年度以降も、引き続き、国内の関連企業への取引数量、発注額を維持・増加させ、関連企業の所得・雇用数等の向上につなげる。

課税の特例の確認申請：記載例・確認のポイント⑦

- p.43～46に示す、課税の特例基準に適合していることを示す取組状況を記載します。

申請書の記載例

(7) その他

■継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた現状の取組及び今後の取組方針

本事業年度においては、〇%の賃上げを実施した。また、従業員に対して、マーケティングや生産技術等に関する研修プログラムを実施した。

■パートナーシップ構築宣言の理念に則り、価格転嫁にも適切に対応し、関連企業を含めた利益向上に努めている。以下のHPでパートナーシップ構築宣言を公表中である。

<http://www. …>

(認定事業適応計画において目標数値を定めている場合には、その達成状況を記載)

- 当該基盤強化商品の主要部素材の調達先、継続的な投資及び人材の確保に向けた経営資源の配分を含め、安定的な生産活動が行われるための取組状況

※例えば、所得・賃金・雇用・投資額が減少する中で株主還元策（配当・自社株買い）を強化しており、それが将来の投資に向けた経営方針に沿ったものその他事業適応計画に沿ったものとして認められない場合、課税の特例基準を満たしていないと考えます。

- 継続的な賃上げ等の人材確保に向けた取組の状況
- (グリーンスチール、グリーンケミカル、SAFの場合) 基盤強化商品の生産、使用及び廃棄をする段階における、二酸化炭素排出量の削減量・削減率の更なる拡大に向けた取組状況
- パ宣言の掲載状況
- 認定事業適応計画において目標数値を定めている場合には、その達成状況（当該実績値が当該目標数値を下回った場合にあっては、当該目標数値の達成に向けた翌事業年度以後の取組に関する方針を記載してください）
＜電気自動車等＞
 - 事業適応計画の実施期間における海外市場の獲得に向けた地域別の年度ごとの販売台数目標
＜グリーンスチール＞
 - 鉄鋼の需要家における付加価値訴求への貢献を把握するための定量的な目標
＜グリーンケミカル＞
 - グリーンケミカル等の販売量
＜S A F＞
 - 燃料の海外需要の獲得に向け、事業年度毎の数値目標

4. 認定事業適応計画の概要の公表・ 計画変更・実施状況報告書

計画の概要の公表・計画の変更・計画の実施状況の報告

■ 計画の概要の公表

認定を受けた計画は、認定省庁のホームページ等で原則ただちに公表されます。公表される資料は申請書に記載された内容となります。事業者の事実上の機密に該当する部分については、公表対象外とすることが出来ますので、ご相談ください。

■ 計画の変更

認定事業適応計画の実施中に計画を大きく変更する場合には、変更申請を行い、その認定を受ける必要があります。例えば、生産用資産の追加や基盤強化商品の生産・販売数量の大幅な変更などが対象となります。認定を受けた計画の公表は、変更計画においても同様ですので、変更計画の認定の後に公表されます。

なお、認定事業適応計画に記載した、付加価値の定量的な数値目標及び取引先に関する数値目標並びに認定事業適応計画の別表2-2(3)に記載された設備は、令和8年度末の認定期限以降変更はできません。

また、計画変更を行った場合であっても、戦略税制の適用期間は、当初の認定の日から10年間となります。

■ 計画の実施状況の報告

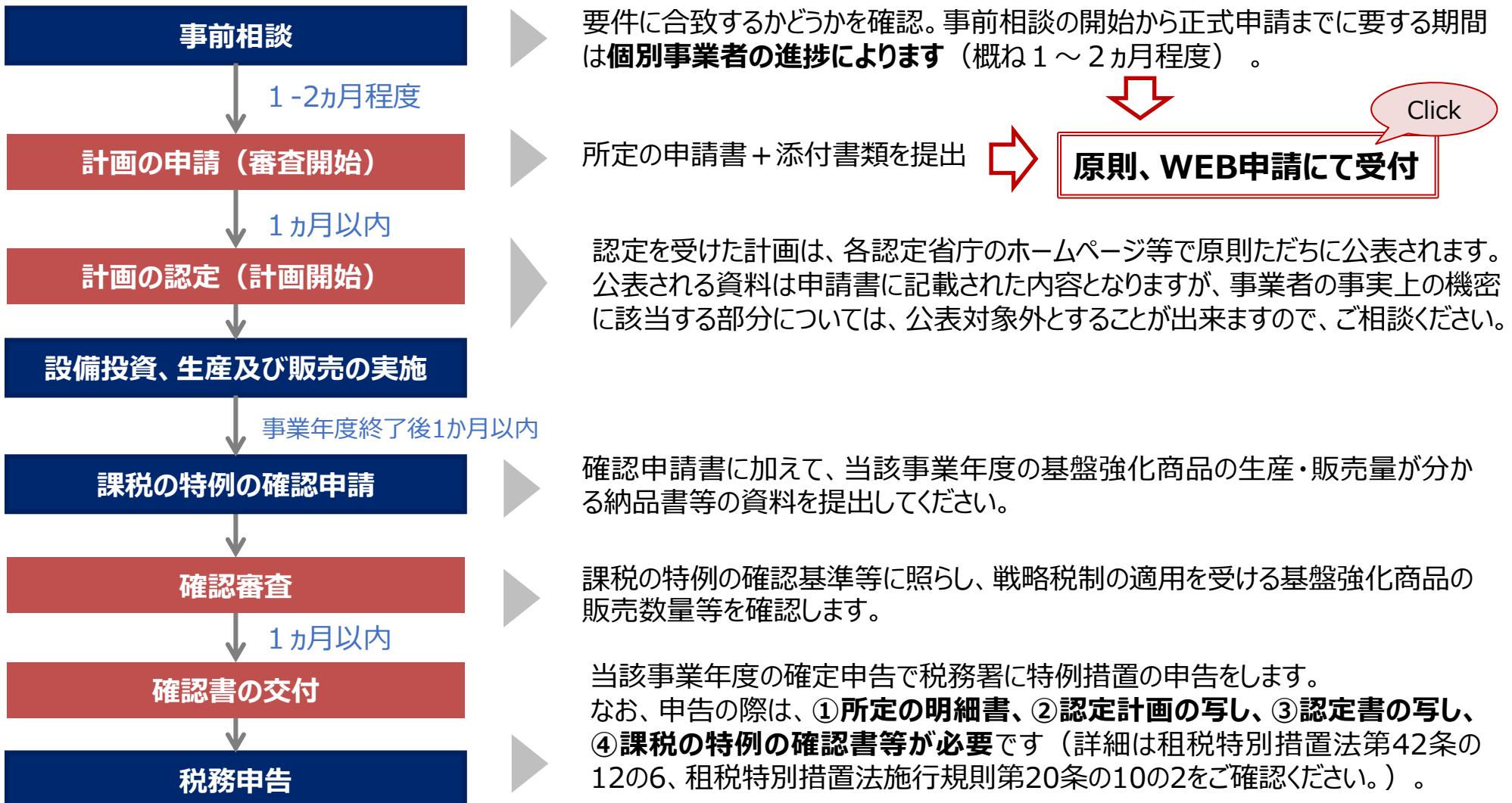
計画期間中の毎事業年度、計画の実施状況について、所定の様式に従って報告いただきます。報告書の提出時期は原則、認定事業者の事業年度終了後3ヶ月以内となり、毎年度公表されます。なお、事業年度の途中であったとしても、計画の実施に影響する事実が生じ、又は生じるおそれがある場合には、ただちに認定省庁にご相談ください。

■ 計画の終了

計画の実施期間が終了すれば、その結果を報告いただきます。実施状況の報告と同様に公表されます。

申請手続きのスケジュールイメージ

- 計画の認定を希望する際、計画の認定(計画開始)を予定している時点から、約2ヵ月程度前に事業を所管している省庁への事前相談が必要です。



5. その他

問い合わせ窓口

- ご相談内容に応じて、以下の連絡先にお問い合わせください。

| 区分 | 担当課室 | 番号 |
|----------|-------------------------|--------------|
| 制度全体 | G X グループ環境政策課 G X 推進企画室 | 03-3501-1679 |
| 電気自動車等 | 製造産業局自動車課 | 03-3501-1690 |
| グリーンスチール | 製造産業局金属課 | 03-3501-1926 |
| グリーンケミカル | 製造産業局素材産業課 | 03-3501-1737 |
| SAF | 資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課 | 03-3501-1993 |
| 半導体 | 商務情報政策局情報産業課 | 03-3501-6944 |

戦略分野国内生産促進税制に関するFAQは以下のホームページに掲載の資料「エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画(戦略分野国内生産促進税制)Q&A」をご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/senryaku_zeisei.html

(参考) 組織再編成等が行われた場合の認定事業適応計画の認定の承継・継続について

- 認定事業適応計画の認定事業者としての地位は、認定を受けた事業者に属することから、事業の譲渡等により認定事業適応計画に記載された事業を他の事業者に移転しても、その認定事業者としての地位は、他の事業者に承継されません。したがって、他の事業者は、その認定事業適応計画に記載された基盤強化商品について戦略税制の適用を受けることができません。
- なお、複数事業者が共同で事業適応計画の認定を受けている場合において、その複数事業者の間で、認定事業適応計画に記載された事業を移転する吸収合併、吸収分割又は事業譲渡（吸収合併等）が行われるときは、その吸収合併等後もその計画の認定事業者が存続するため、その計画の認定は継続され、改めて事業適応計画の認定を受ける必要はありません。ただし、この場合、あらかじめ計画変更の認定が必要となります。
- また、株式交換、株式移転、株式交付又は株式の譲渡により、認定事業者が子会社化される場合においても、その計画の認定事業者が存続するため、その計画の認定は継続され、改めて事業適応計画の認定を受ける必要はありません。

※ 認定事業適応計画の認定の継続について、不明な点があればご相談ください。

(参考) 主な関係法令

1. 産業競争力強化法

事業適応の定義などを記載

2. 産業競争力強化法施行規則

申請手続きの方法などを記載

3. 事業適応の実施に関する指針、事業分野別実施指針

事業適応の認定要件などを記載

4. 産業競争力基盤強化商品に関する省令

基盤強化商品の要件を規定

5. 我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準

課税の特例の確認に係る基準等を記載

6. 租税特別措置法

税制措置について記載

上記の関係法令（2～5）はこれら

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/senryaku_zeisei.html